

医療保険制度

【後期高齢者医療制度について】 75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

【国民健康保険について】 後期高齢者医療制度の被保険者となっている方、職場の健康保険に入っている方及び生活保護を受けている方以外は、国民健康保険の被保険者となります。

●お問い合わせ先 川崎市保険コールセンター ☎200-0783

【他の健康保険について】 加入されている健康保険にお問い合わせください。

老人緊急一時資金貸付

75歳以上の方が病気のため、お医者さんにかかったり、入院するような場合で、急にお金が必要となったとき、その費用の一部をお貸しします。くわしくは下記にお問い合わせください。

●貸付額……1人一回につき30,000円 無利息

●返済期間…2か月据置 10か月払い

●お問い合わせ (公財)川崎市老人クラブ連合会 ☎222-4543

訪問看護ステーション

在宅で療養中の要支援者・要介護者又は難病等で看護を必要とする方に対し、かかりつけ医師の指示のもとに、専門的な知識と技術を持った看護職が訪問して、看護サービスを提供する制度です。

●お問い合わせ 各訪問看護ステーションへ直接連絡してください。

インフルエンザ予防接種の公費負担制度

予防接種法に基づき、公費負担による(一部自己負担あり)インフルエンザ予防接種が受けられます。

●対象となる方……………・接種日に65歳以上の方

・接種日に60歳～65歳未満の方で、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方(主治医とよくご相談ください。)

●実施期間……………令和6(2024)年10月1日～令和7(2025)年1月31日

●公費負担で受けられる回数…1回

●接種を受けられる場所…川崎市予防接種個別協力医療機関(区役所、市民館では受けられません。)

●自己負担金……………一部自己負担がありますので、接種を受けた医療機関にお支払ください。また、生活保護世帯に属する方及び市・県民税非課税世帯に属する方等は無料になります。くわしくは下記にお問い合わせください。

●お問い合わせ 川崎市予防接種コールセンター ☎200-0144

新型コロナウイルス感染症予防接種の公費負担制度

予防接種法に基づき、公費負担による（一部自己負担あり）新型コロナウイルス感染症予防接種が受けられます。（予定）

- 対象となる方……………・接種日に65歳以上の方
・接種日に60歳～65歳未満の方で、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方（主治医とよくご相談ください。）
- 実施期間……………秋以降の予定です。詳細は市ホームページや市政だよりでお知らせします。
- 公費負担で受けられる回数…1回
- 接種を受けられる場所…川崎市予防接種個別協力医療機関（区役所、市民館では受けられません。）
- 自己負担金……………一部自己負担があります（予定）ので、接種を受けた医療機関にお支払ください。なお、一定の条件を満たした方は無料となる予定です。条件については、決まり次第、市ホームページや市政だよりでお知らせします。
- お問い合わせ 川崎市予防接種コールセンター ☎200-0144



高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の公費負担制度

予防接種法に基づき、公費負担による（一部自己負担あり）高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が受けられます。

- 対象となる方……………65歳の誕生日前日から、66歳の誕生日前日までの方
・60歳～65歳未満の方で、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方（主治医とよくご相談ください。）
※過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、本制度の対象となりません。
- 回数……………1回（公費負担で受けられるのは生涯で1回です。）
65歳誕生月末に接種券を一律でお送りしています。
- 接種を受けられる場所…川崎市予防接種個別協力医療機関（区役所、市民館では受けられません。）
- 自己負担金……………一部自己負担がありますので、接種を受けた医療機関にお支払ください。また、生活保護世帯に属する方及び市・県民税非課税世帯に属する方等は無料になります。くわしくは下記にお問い合わせください。
- お問い合わせ 川崎市予防接種コールセンター ☎200-0144

結核の予防のため、年に1度は胸部X線検査を受けましょう

結核は決して過去の病気ではなく、未だに多くの患者が発見されており、国内の新規患者の約4割が80歳以上の方です。

一度結核菌の感染を受けると、結核菌は何十年も体内に潜伏しています。なかでも、かつて結核が「国民病」といわれるほど日本に蔓延していた時代に若者だった80歳以上の方々が、加齢や病気などからくる免疫力の低下に伴い、発病したり再発したりしています。

結核の早期発見には胸部X線検査が有効です。

高齢者の場合、咳や痰等の症状が、出にくいことがあります。

長引く咳や微熱などの症状が続く場合は、軽く考えず、かかりつけ医に相談し、年に一度は胸部X線検査を受けるようにしましょう。

- お問い合わせ 健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当 ☎200-2439



基礎年金

- 老齢基礎年金……………保険料を納めた期間（合算対象期間や免除期間等を含みます。）が原則として10年以上ある方に65歳から支給されます（繰り上げることにより、60歳から請求できます。）。
- 障害基礎年金……………初診日において国民年金加入中の方（納付要件あり）又は加入していた60歳以上65歳未満の日本国内に住所を有する方が、病気やけがで国民年金法施行令で定める障害等級の1級又は2級の状態にあるときに支給されます。
20歳前に初診日がある場合は、20歳になったときに国民年金法施行令で定める障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になっていれば支給されます（受給権者本人の前年の所得により全額又は半額の支給停止となる場合があります。）。
- 遺族基礎年金……………国民年金加入中の方（納付要件あり）又は受給資格期間（原則として25年）を満たした方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた子のある配偶者又は子に、子が18歳に到達する日以降の最初の3月31日まで（障害年金の障害等級1級・2級の障害がある子の場合は20歳の前月まで）支給されます。
- お問い合わせ 区役所保険年金課国民年金担当、支所区民センター保険年金担当
（83ページ 区役所代表番号にて年金担当へ）
又は
川崎年金事務所（川崎・幸） ☎233-0181
高津年金事務所（中原・高津・宮前・多摩・麻生） ☎888-0111

老齢福祉年金

明治44年4月1日以前生まれの方又は明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が一定期間ある方に支給されます（本人、配偶者、扶養義務者の所得などにより支給停止になる場合があります。）。

- お問い合わせ 区役所保険年金課国民年金担当、支所区民センター保険年金担当
（83ページ 区役所代表番号にて年金担当へ）

寡婦年金

第1号被保険者・任意加入被保険者として保険料を納付した期間（保険料免除期間も含みます。）が10年以上ある夫（婚姻期間が継続して10年以上）が何の年金も受けずに死亡したとき、その夫に生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまで、夫が受けることができたはずの老齢基礎年金の4分の3の額が支給されます（老齢厚生年金などの他の年金の受給権がある場合は、いずれか1つの年金を選択することになります。）。

- お問い合わせ 区役所保険年金課国民年金担当、支所区民センター保険年金担当
（83ページ 区役所代表番号にて年金担当へ）

死亡一時金

第1号被保険者・任意加入被保険者として保険料を納付した月数が36月以上（一部納付の場合には、月数が変わります。）ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金などの年金を受けずに死亡したとき、生計を同一にしていた遺族に支給されます（遺族基礎年金や寡婦年金（※）を受給する場合には支給されません。）。

※寡婦年金と死亡一時金は、いずれかを選択することになります。

●お問い合わせ 区役所保険年金課国民年金担当、支所区民センター保険年金担当
(83ページ 区役所代表番号にて年金担当へ)

特別障害給付金

- 1 平成3（1991）年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- 2 昭和61（1986）年3月以前に国民年金任意加入対象者であった、厚生年金等に参加していた方の配偶者

1又は2であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の障害等級1級・2級相当の障害の状態にある方に支給されます。

ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。本人の所得が一定額以上のときやほかの公的年金を受給している場合、全額又は一部の支給が停止となる場合があります。

原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。

●お問い合わせ 区役所保険年金課国民年金担当、支所区民センター保険年金担当
(83ページ 区役所代表番号にて年金担当へ)

特別障害者手当

障害のある方のなかで、身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に、支給されます。

1 支給要件

次のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 20歳以上であること。
- (2) 身体または精神に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別な介護（詳細は、後述2参照）を必要とする状態にあること。
- (3) 病院・診療所に3か月を超えて入院していないこと。
- (4) 施設（障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）に入所していないこと。
- (5) 本人及び扶養義務者の所得が、一定の額を超えていないこと。（扶養親族の数等、条件により額が異なります。）

2 障害の範囲と程度（「日常生活において常時特別な介護を要する状態」）

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合です。

(1) 重度の重複障害者

次の①～⑦の障害が、2つ以上重複する方（例：②と④の重複障害等）

- ①身体障害者手帳1、2級程度の視覚障害を有するもの
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの、もしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

- ④両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(2) 常時特別の介護を必要とする状態の方

肢体不自由、知的障害、精神障害、内部障害及びこれと同程度の疾病を有する方で、(1)の①～⑦に該当する障害があり、かつ日常生活動作等に著しい支障をきたしている方

3 申請手続き

お住まいの地区の福祉事務所（地域みまもり支援センター又は健康福祉ステーション）にて、特別障害者手当の認定請求の手続きを行ってください。なお、請求時に必要なものは、次のとおりです。

- (1) 特別障害者手当診断書（用紙は福祉事務所にて配布しております。）
- (2) 障害者本人名義の金融機関（銀行・信用金庫等）の預金通帳等
- (3) 身体障害のある方は、身体障害者手帳、知的障害のある方は療育手帳
- (4) 個人番号の番号確認、本人確認、代理確認ができる書類（認定請求書には、本人、配偶者、扶養義務者の個人番号の記載が必要になります。）※世帯の状況等に応じて、その他書類の御提出をお願いする可能性があります。

4 支給方法・時期、支給額

（支給方法）認定請求のあった月の翌月分から、障害者本人の金融機関の口座に振込

（支給時期）原則として毎年5月10日、8月10日、11月10日、2月10日

※10日が土日祝日等の場合は、その前日です。

（支給額）厚生労働省によって指定された金額（月額）を、上記の支給時期に3か月分まとめて支給します。

5 その他

- (1) 特別障害者手当は、障害程度の認定の他に、所得額による支給制限があります。
- (2) 受給資格者（障害者本人）及び扶養義務者等の前年の所得額によっては、支給が停止となる場合があります。
- (3) 住所、氏名、支払口座などの変更があったとき、所得状況が変わったとき、障害の状態に変化があったときなどは届出が必要です。
- (4) 所得状況の変更について、速やかに届出を提出せず、所得制限を超えていたことが後ほど判明した場合、手当の返還が発生する場合があります。
また、支給停止となっていた方について、修正申告などによって、所得制限限度額内となった場合は、所得状況の変更の届出後に、時効の範囲内において遡及して支給します。

●お問い合わせ 区役所高齢・障害課障害者支援係、地区健康福祉ステーション高齢・障害担当（83ページ 区役所代表番号にて高齢・障害担当へ）

外国人高齢者福祉手当

戦前に来日し、川崎市の住民基本台帳に記録されてから1年以上経過している昭和4(1929)年8月15日以前生まれの方(※)に、月額22,000円の手当てが支給されます。

※旧外国人登録法により外国人登録をしていた方については、外国人登録をしていた期間と住民基本台帳に記録されている期間が、通算で1年以上の方を手当の支給対象としています。

●お問い合わせ 高齢者在宅サービス課 ☎200-2677

税金の控除

所得控除は、次にあげるものがあります。(令和5(2023)年分所得)

名 称	控 除 の 概 要
障 害 者 控 除	本人、又は同一生計配偶者もしくは扶養親族（年少扶養親族を含む）が障害者であるとき
老 人 配 偶 者 控 除	扶養控除の要件に該当する、70歳以上の配偶者（生年月日が昭和29(1954)年1月1日以前の方）であるとき
老 人 扶 養 控 除	扶養控除の要件に該当する、70歳以上の扶養親族（生年月日が昭和29(1954)年1月1日以前の方）であるとき
同 居 老 親 等 扶 養 控 除	老人扶養控除の要件に該当する、本人、又は配偶者の直系尊属で、本人、又は配偶者と同居しているとき
同 居 特 別 障 害 者 控	扶養親族（年少扶養親族を含む。）又は同一生計配偶者が特別障害者で、本人又は配偶者もしくは本人と生計を一にする他の扶養親族と同居しているとき



※平成24(2012)年度から、年少扶養親族（年齢16歳未満の親族）に対する扶養控除が廃止されました。年少扶養親族が障害者である場合、障害者控除や同居特別障害者控除などは従来どおり受けることができます。

●介護保険料について

介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

なお、第1号被保険者及び第2号被保険者のうち、勤務先で源泉徴収されていない方は、確定申告をすることによって社会保険料控除を受けられることがあります。

●介護保険サービスの利用料及びおむつ代について

「介護保険施設に入所している方」「在宅で訪問看護など医療系サービスを利用している方」「医療系サービスに併せてホームヘルプサービスなどを利用している方」の利用者負担額及びおむつ代(※)は、医療費控除の対象となります。

※おむつ代

傷病により、概ね6か月以上寝たきりで、医師の治療を継続して行う必要があり、おむつを使う必要があると医師が認めた場合のおむつ代をいいます。

なお、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、確定申告の際の「おむつ使用証明書（医師が発行）」に代わる証明書を交付できる場合があります。

●証明書についてのお問い合わせ

区役所、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当（8ページ）

●所得税についてのお問い合わせ

川崎南税務署（川崎区・幸区にお住まいの方） ☎222-7531

川崎北税務署（中原区・高津区・宮前区にお住まいの方） ☎852-3221

川崎西税務署（多摩区・麻生区にお住まいの方） ☎965-4911

●市民税・県民税・森林環境税についてのお問い合わせ

かわさき市税事務所市民税課市民税係（川崎区・幸区にお住まいの方） ☎200-3882

こすぎ市税分室市民税担当（中原区にお住まいの方） ☎744-3231

みぞのくち市税事務所市民税課市民税係（高津区・宮前区にお住まいの方） ☎820-6560

しんゆり市税事務所市民税課市民税係（多摩区・麻生区にお住まいの方） ☎543-8958

●障害者控除対象者認定書の交付

市内在住の65歳以上の方で身体・知的障害がある場合（身体障害1～6級に準ずる障害、中程度以上の認知症、6か月以上の寝たきりの状態など）、確定申告で障害者控除を受けられることがあります。また、介護保険要介護認定者も対象となる場合があります。申告に必要な障害者控除対象者認定書を審査の上、交付しますので事前にお問い合わせください。

●お問い合わせ 区役所、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当（8ページ）

●バリアフリー改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

新築された日から10年以上を経過した一定の住宅で、法令で定められたバリアフリー改修工事を行うなど一定の要件を満たす場合、工事完了日から3か月以内の申告により、居住部分（100㎡相当分まで）に対する固定資産税の税額の3分の1が減額されます。減額される要件、申告方法については、工事を行った住宅の所在する区を担当する市税事務所へお問い合わせください。

●お問い合わせ

かわさき市税事務所資産税課（担当区域：川崎区、幸区） ☎200-3958

こすぎ市税分室資産税担当（担当区域：中原区） ☎744-3243

みぞのくち市税事務所資産税課（担当区域：高津区、宮前区） ☎820-6567

しんゆり市税事務所資産税課（担当区域：多摩区、麻生区） ☎543-8973

選挙における各種投票制度

衆・参議院議員、県・市議会議員及び知事・市長選挙の際には、所定の条件に当てはまる場合、以下の投票制度をご利用いただけます。

また、投票日当日の投票所や期日前投票所では、車椅子や老眼用のめがねの貸出しのほか、椅子・車椅子に座ってご利用いただける高さの低い投票記載台をご用意しています。

各投票制度の詳しい内容等は、各区役所内の各区選挙管理委員会までお問い合わせください。

●窓 □……… 各区役所内の各区選挙管理委員会
(お問い合わせは、83ページ各区役所代表番号にて選挙管理委員会へ)

ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/58-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

期日前投票制度

●内 容……… 選挙は、投票日に定められた投票所において投票するのが原則ですが、投票日の当日に「一定の事由」に該当すると見込まれる方は、投票日の前であっても、期日前投票所において投票することができます。

「一定の事由」は、投票日に仕事や用事がある場合、身体の障害等により歩行が困難で投票日に投票所に行くことができない場合等が該当します。

期日前投票をすることができる期間、時間、場所等の詳細については、各区選挙管理委員会にお問い合わせください。

代理投票・点字投票制度

●内 容……… 代理投票は、身体が不自由または文字の読み書きができない等により、自分で投票用紙に記載することができない場合に、投票所の係員に代筆してもらい投票することができる制度です。なお、代理投票を希望される方の意思確認方法について、代筆する係員と介添人の方等とが事前に打ち合わせることが可能です。

点字投票は、目の不自由な方が点字で投票用紙に記載することができる制度です。ご自分の点字器をお使いいただけるほか、点字器は各投票所にてお貸ししています。

代理投票や点字投票を希望される方は、投票所で係員にお申し出ください。これらの方法による投票は、期日前投票及び病院、老人ホーム等の施設での不在者投票においても行うことができますので、それぞれお申し出ください。

病院、老人ホーム等の施設での不在者投票制度

●内 容……… 都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院、入所中の方が、その施設内において公示・告示の翌日から投票日の前日までの間に不在者投票を行うことができる制度です。

入院、入所中の施設が指定施設になっているかをお知りになりたい場合は、その施設に直接確認するか、各区選挙管理委員会にお問い合わせください。

●手続きの方法……… 院長や施設の長(不在者投票管理者)に投票用紙等の請求を依頼してください。依頼に基づき、院長や施設の長(不在者投票管理者)がご本人に代わり、お住まいの(選挙人名簿に登録されている)区選挙管理委員会から投票用紙等を取り寄せます。なお、ご本人自身によって、お住まいの(選挙人名簿に登録されている)区選挙管理委員会から投票用紙等を取り寄せることも出来ます。

郵便等による不在者投票制度

●内 容…………… 身体に一定の重度の障害を有する方が、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、一定期間内に投票用紙等を自宅等に郵送してもらい、自宅等で投票の記載をすることができる制度です。これには代理記載の制度があります。この制度をご利用になるには、これらの手続きに時間を要しますので、早めにお住まいの（選挙人名簿に登録されている）区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

●対象となる方…………… 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちで次の表の障害の程度に該当する方（○印該当者）です。

身体障害者手帳	障 害 名	障害の程度		
		1 級	2 級	3 級
	両下肢、体幹移動機能の障害	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障 害 名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹の障害	○	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要 介 護 状 態 区 分	
	要介護5	

●代理記載制度…………… 上記の郵便等による不在者投票の対象となる方で、かつ、「自ら投票の記載をすることができない方」として定められた次の表の障害の程度に該当する方（○印該当者）は、あらかじめお住まいの（選挙人名簿に登録されている）区の選挙管理委員会に届出をした代理記載人1人（選挙権を有する方）に自宅等でご本人に代わって投票に関する記載をしてもらうことができる制度です。

身体障害者手帳	障 害 名	障害の程度
		1 級
	上肢、視覚の障害	○

戦傷病者手帳	障 害 名	障害の程度		
		特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障害	○	○	○